

公募型樹木採取説明資料

江戸川河川事務所は、河川敷に繁茂する樹木の採取をする方を公募します。
応募する場合は、下記事項の内容を確認し、了承した上で応募して下さい。

1. 公募日 令和6年11月1日（金）

2. 概要

(1) 名称 公募型樹木採取に伴う公募

(2) 目的

河川敷に繁茂する樹木は、洪水時には水の流れを阻害すると共に、流出した樹木が下流の堤防や橋梁等の工作物に悪影響を及ぼす恐れや河川の状況を把握するための巡視やパトロール、カメラによる監視等の支障となることから、江戸川河川事務所では計画的に伐採を行っています。

この度、経費の縮減と木材の有効活用を図るため、樹木の伐採及び採取をする者（以下「採取者」という。）を公募します。

(3) 採取箇所 埼玉県幸手市榎野地地先
(江戸川右岸5.5km付近)
(資料-1位置図参照)

(4) 採取期間 令和7年1月23日から令和7年4月30日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を含む)

(5) 採取時間 8:30から日没まで

(6) 試行の取り組み

今回公募する河川内の樹木採取は、河川法25条において「河川内の産出物の採取」として許可が必要と規定されており、実施する方には河川法第25条の許可申請をしていただきます。

河川産出物の採取の申請は、許可を受けようとする者が随時行うものですが、公募の対象としている樹木が河川管理上の支障となる一方で、地域にとって燃料等への有用な資材となることから有効活用の促進のため、従来河川管理者が実施してきた工程の一部を、許可を受けた者（以下「許可受け者」という）が実施するという取り組みを試行で行うものであり、樹木の採取者を公募するものです。

(7) 根拠法令

①河川法（昭和39年法律第167号、以下「法」という）第25条

【概要】河川区域内の土地において土石その他の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

②河川法施行令（昭和40年政令第14号）第15条第1項

【概要】法第二十五条の河川の産出物で政令で指定するものは、竹木、あし、かやその他これらに類するもので河川管理者が指定するものとする。

3. 公募への参加資格

(1) 個人による応募

①直近1年間の税を滞納している者ではないこと。

②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の暴力団員ではないこと。

③営利を目的とした採取ではないこと。

(2) 団体（企業）による応募

①公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではないこと。

- ②公募期間中において、会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- ③直近1年間の税を滞納している者ではないこと。
- ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。
- ⑤営利を目的とした採取ではないこと。

4. 応募方法

公募型樹木採取申込書の提出

- ① 提出する物：「応募様式」に必要事項を記載の上、提出して下さい。
- ② 提出方法：電子メール又は郵送、持参とします。
- ③ 提出先：関東地方整備局 江戸川河川事務所 管理課
〒278-0005 千葉県野田市宮崎134
電話 04-7125-7319
電子メール送付先：ktr-check-edokanri@ki.mlit.go.jp
- ④ 受付期間：令和6年11月1日（金）から令和6年12月2日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。
郵送及び持参の場合は令和6年12月2日（月）17時00分必着。

5. 選定の方法

応募書類をもとに、採取に関する計画、採取を実施する工程及び採取の面積などから総合的に評価し、選定します。

選定にあたっては、必要な情報収集あるいは、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施することがあります。

選定結果は令和6年12月中旬に通知します。

通知方法については、メールで応募された方及び応募様式にメールアドレスを記載した方には、メールで通知し、郵送・持参された方の中でメールアドレスの記載が無い方には、郵送で通知します。

なお、選定されなかった場合の異議申し立てについては、メール通知日（郵送の場合は消印日）より7日（土日・祝日を含まない）以内に書面（持参又は郵送）若しくは電子メールにより担当部局（上記4の③）へ提出してください。5日以内に書面により回答致します。

6. 採取箇所とそこに生育する樹種等の情報

- (1) 採取箇所は資料-2、資料-3のとおり。
- (2) 主体となる樹木はシロヤナギを主体とした雑木林。
- (3) 樹木本数は約130本、高さ約7~12m、幹周り0.3~2.2m程度。

7. 説明会

選定後、作業上の安全についての注意事項及び搬入方法、伐採範囲の区間割り確認及びその確定等のため、現地説明会を実施します。なお、区間割りは、500m²を1区間とし、複数の区間を選択することも可能とします。

詳細な開催日時等（令和7年1月上旬予定）は、12月中旬頃行う選定者の通知に併せてお知らせします。

※応募状況によっては、ご希望に添えない場合がありますので、ご承知おきください。

8. 採取条件、枝葉等の持ち帰りについて

- (1) 説明会にて確定した採取区間内の樹木については、基本的に全て伐採するものとし、伐採し

た木については、すべて持ち帰るものとします。ただし、根茎の持ち帰りについては、任意とします。なお、細断された枝（直径 2cm 程度）については、置いていくことも可能としますので、仮置場へ運搬してください。

仮置場に集積された枝については、河川管理者にて処分します。

- (2) 説明会にて確定した採取区間内及び周辺の作業箇所は、日々の作業終了後には常に整理整頓を心掛けて下さい。
- (3) 採取するにあたり疑義が生じた場合は、4 の③までご相談ください。

9. 採取を実施する工程

作業内容のパターン毎に作業手順を区分しているので資料-4を参照ください。

10. 作業環境

作業に伴う進入路は、資料-2のとおりです。

- (1) 進入路の幅員 約 4 m
- (2) 出入口 江戸川右岸 5.5k 付近坂路
進入路出入口に 5 本ポールがあります。採取期間中はダイヤル錠にて閉鎖しているため、別途開錠番号をお伝えします。
- (3) 仮置場 枝等不要物については、採取箇所の下流部に仮置場を設けます。
※採取箇所周辺の進入路と仮置場の下草処理については、河川管理者にて行います。
- (4) なお下記期間中は、下見期間として進入路の鍵を解錠するので作業環境等自由に現地を確認して下さい。

なお、事前に採取箇所の周囲をトラロープで囲い印をつけております。

日時：令和 6 年 1 月 1 8 日（月）～令和 6 年 1 月 2 3 日（土）

9：00 から 16：00 まで

11. 採取に当たっての注意事項及び、実施すべき安全対策等について

作業にあたり下記について、注意して実施して下さい。

河川利用者や河川構造物の事故を未然に防止する観点から、河川管理者（江戸川河川事務所）が、河川巡視等により採取の実施状況の把握を行う場合があります。

- (1) 作業においては、関係法令等を遵守して下さい。
- (2) 指定された区間以外の樹木は伐採しないで下さい。
- (3) 作業において、泥汚れや樹木片の散乱等が発生した場合は清掃を実施して下さい。
- (4) 採取者が樹木の伐採及び搬出を行うにあたり、周辺に生息する動植物並びに周辺環境へ影響等を与えることのないよう実施してください。
なお、現地周辺でハチ・イノシシの出現情報がありますので御注意下さい。
- (5) 採取行為は、法に基づく許可行為であるとともに、採取者の責任において行うものであるため、作業中の自損事故及び第三者への損害に対する賠償等は、採取者が責任を負うものであり、河川管理者は一切責任を負いません。
- (6) 河川管理施設等に対する損害については、その原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めることがあります。
- (7) 第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、採取者は、速やかに河川管理者及び関係機関へ通報を行い適切に対応して下さい。
- (8) 不測の事態により、河川管理者から採取の停止を指示する場合があります。
なお、採取のためにそれまでに生じた費用は、採取者の負担となります。
- (9) 口頭による指導を行っても改善されない場合は、書面による是正指導を行い、それでも改善されない場合は、許可を取り消す場合があります。
その場合、採取のためにそれまでに生じた費用は、採取者の負担となります。

また、以降の「公募型樹木採取」において、申請者の選定から除外する場合があります。

(10) 木がうまく切れなかった場合や安全に作業を維持することが難しい場合は河川管理者(4の③の連絡先)まで連絡してください。

(11) 採取した樹木については、すべて持ち帰るものとし、放棄や投棄をしないでください。

12. 河川法の手続き

選定後、選定者は法第25条の申請を行って頂きますが、申請様式等は別途指示します。

なお、正当な理由等なく申請を辞退した者については、次回以降の選定において、採取不履行と同等の扱いにすることとして記録します。

13. 採取料徴収

今回は河川法に基づく採取料の徴収は行わないものとします。

14. 完了報告

選定者は、採取が完了したときは、許可条件に基づき河川管理者に報告が必要です。

15. 申込書及び説明資料に対する質問方法（必要な方のみ）

(1) 申込書及び説明資料に対する質問の提出

提出方法：書面（郵送、持参、電子メール）により提出して下さい。

質問書の回答を受ける方の氏名、電話番号、メールアドレス、住所を記載してください。

企業の場合は担当部署等の記載もして下さい。

提出先：関東地方整備局 江戸川河川事務所 管理課
〒278-0005 千葉県野田市宮崎134
電話 04-7125-7319

電子メール送付先：ktr-check-edokanri@ki.mlit.go.jp

受付期間：令和6年11月1日（金）から令和6年11月18日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

(2) 質問に対する回答

回答方法：質問者の方へ郵送もしくは、メールによる回答を行います。

回答日：令和6年11月25日（月）までに行います。

16. 無効

3.に示した参加資格のない者又は他人名義等虚偽の記載をした者を許可受け者としていた場合には許可を取り消します。